

返還
不要

非課税世帯・生活保護受給世帯対象

1年生
早期申請者の

2回目申請

鳥取県高校生等奨学給付金

1年生早期外
および
2・3年生

年額給付

対象世帯

①～③すべてに該当する世帯

- ① 平成26年4月以降に入学し、就学支援金の支給対象となる生徒

※特別支援学校高等部生徒および児童入所施設入所生徒を除く

- ② 令和5年度課税分の保護者全員の住民税が所得割非課税または生活保護受給世帯

- ③ 保護者が鳥取県内に在住

※就学支援金の判定結果を対象世帯の確認に使用することがあります。

※税額控除（ふるさと納税・住宅ローンの控除等）により非課税となる世帯は学校側で把握できないため、在籍校にお申し出ください。

提出書類

非課税世帯

- ① 申請書
- ② 保護者全員の令和5年度の住民税所得割額が確認できる書類（課税証明書等）
- ③ 生徒および兄弟姉妹（中学生を除く15歳以上23歳未満）の健康保険証の写し
- ④ ~~在学等証明書（県外高校のみ）~~

生活保護受給世帯

- ① 申請書
- ② 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書
- ③ ~~在学等証明書（県外高校のみ）~~

県では、高校生活にかかる授業料以外の教育費を支援する「鳥取県高校生等奨学給付金」制度の利用を呼びかけています。対象は、非課税および生活保護受給世帯。このうち、一部早期給付の申請をした1年生は年額の3/4の受給となります。下記の詳細を読み、必要書類をそろえて各提出先の期限までにお申し込みください。

7月
申請

8月～
審査

10～12
月給付

申請手続

※給付時期は各学校で決定

県内の学校へ進学した場合

- ☐ 申請書

在学する学校から受け取るか、県のホームページからダウンロード

- ☐ 提出期限：各学校が定める日程 **7月20日(木)**

県外の学校へ進学した場合

- ☐ 申請書

県のホームページからダウンロードまたは、下記問合先に送付を依頼

- ☐ 提出期限：令和5年7月31日（月）

●○○●○○●○ 給付額例（年額）○○●○○●○○

世帯状況	国公立	私立
非課税世帯（第1子） 【全日制・定時制】	117,100円	137,600円
非課税世帯（第2子以降） 【全日制・定時制】	143,700円	152,000円
非課税世帯 【通信制・専攻科】	50,500円	52,100円
生活保護受給世帯 【専攻科以外】	32,300円	52,600円

【問合先】 鳥取県教育委員会 人権教育課育英奨学室 0857-26-7541

Email : jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

Q&Aはこちら

